

E i w a N e w s

美術品等の減価償却、路線価公表

平成 27 年 7 月
(No. 120)

[1] 美術品等の減価償却

美術品等についての減価償却資産の判定に係る改正通達（法基通 7-1-1 等）に関する F A Q が 5 月 11 日に公表されました。

今回の改正は、従来から非減価償却資産とされていた美術品等を減価償却資産へ区分変更（原則として、1 点当たり取得価額が 100 万円未満のもの）することにより減価償却を行うことができる、とするものです。

なお、本改正の適用初年度（平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度）に減価償却資産へ区分変更しなかった場合には、従来の取扱いのとおり減価償却を行うことはできません。

(1) 償却方法

原則として実際の取得日に応じて旧定額法又は旧定率法等により減価償却を行います。本改正の適用初年度開始の日を取得日とみなして、定額法又は 200% 定率法を選択することもできます。

| 取得日 | 原則 | 特例 (適用初年度開始の日に取得したものとみなす) |
|-----------------------|----------------|--|
| H19.3.31 以前 | 旧定額法又は旧定率法 | 定額法又は 200% 定率法 (中小企業者等については、 少額減価償却資産(30 万円未満)の 取得価額の損金算入が可能) |
| H19.4.1 ~ H24.3.31 | 定額法又は 250% 定率法 | |
| H24.4.1 以後 | 定額法又は 200% 定率法 | |

(2) 法定耐用年数

美術品等の構造や材質等に応じて判定することになりますが、「器具及び備品」の室内装飾品に該当する場合の法定耐用年数は 8 年又は 15 年とされます。

| 室内装飾品のうち | 例示 | 法定耐用年数 |
|------------|------------------------------|--------|
| 主として金属製のもの | 金属製の彫刻 | 15 年 |
| その他のもの | 絵画、陶磁器、彫刻 (主として金属製のものを除く) | 8 年 |

(3) 倉庫等に保管されている美術品等の減価償却

現在展示を休止して倉庫等に保管されている美術品等であっても、その休止期間中必要な維持管理が行われており、いつでも展示可能な状態にあるものは、減価償却を行うことができます。

[2] 平成 27 年分の路線価公表

平成 27 年分の路線価が 7 月 1 日に公表されました。

路線価は、各国税局が算定する 1 平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の 8 割程度であると言われてています。

主な都市部の最高路線価は以下のとおりです。

全国の最高路線価地点は、30 年連続で東京都中央区銀座 5 丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で、1 平方メートル当たり 2,696 万円（前年比 336 万円増）でした。

東京、名古屋、大阪、広島の 4 都市で前年比 10% 以上の上昇率となり、全国的にも都道府県庁所在都市の最高路線価は上昇又は横ばいが前年を上回り、下落した都市は大幅に減少しました。

（1 m²当たり）

| 最高路線価の所在地 | 最高路線価 | | 対前年変動率 | |
|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年分 | 平成 26 年分 | 平成 27 年分 | 平成 26 年分 |
| | 千円 | 千円 | % | % |
| 札幌(中央区北 5 条西 3 丁目 札幌停車場線通り) | 2,790 | 2,660 | 4.9 | 3.9 |
| 仙台(青葉区中央 1 丁目 青葉通り) | 1,760 | 1,680 | 4.8 | 1.2 |
| さいたま(大宮区桜木町 2 丁目 大宮駅西口駅前ロータリー) | 2,580 | 2,410 | 7.1 | 7.1 |
| 千葉(中央区富士見 2 丁目 千葉駅側通り) | 1,090 | 1,110 | 1.8 | 1.8 |
| 東京(中央区銀座 5 丁目 銀座中央通り) | 26,960 | 23,600 | 14.2 | 9.7 |
| 横浜(西区南幸 1 丁目 横浜駅西口パスタミル前通り) | 7,130 | 6,660 | 7.1 | 7.8 |
| 名古屋(中村区名駅 1 丁目 名駅通り) | 7,360 | 6,600 | 11.5 | 10.0 |
| 京都(下京区四条通寺町東入 2 丁目御旅町 四条通) | 2,780 | 2,640 | 5.3 | 4.8 |
| 大阪(北区角田町 御堂筋) | 8,320 | 7,560 | 10.1 | 6.2 |
| 神戸(中央区三宮町 1 丁目 三宮センター街) | 2,480 | 2,400 | 3.3 | 1.7 |
| 広島(中区胡町 相生通り) | 2,050 | 1,860 | 10.2 | 5.1 |
| 福岡(中央区天神 2 丁目 渡辺通り) | 5,000 | 4,750 | 5.3 | 2.4 |
| 熊本(中央区手取本町 下通り) | 1,150 | 1,150 | 0.0 | 1.7 |

全国の路線価は、平成 21 年分から平成 27 年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、閲覧することができます。

また、平成 27 年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。